

第4次亶理町食育推進計画



令和6年3月

亶 理 町

目 次

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の背景	
2 計画策定の趣旨	
3 計画の位置づけ	
4 計画の期間	
第2章 第3次亘理町食育推進計画の評価と課題	4
1 第3次亘理町食育推進計画の評価	
2 身体の状態	
3 生活習慣等の状況	
4 今後の課題	
第3章 第4次亘理町食育推進計画の目標	12
1 基本方針	
2 新たな視点	
3 基本施策	
4 重点課題	
5 数値目標	
第4章 第4次計画の推進	15
1 基本施策	
2 関係者の役割	
3 計画の推進体制	
資料編	22
亘理町の豊富な食材	
亘理町のふるさと料理	
ライフステージごとの1日の食品の目安量	
亘理町食育推進会議要綱	
亘理町食育推進会議委員名簿	

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

食育基本法では、食育を、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置づけるとともに、「様々な経験を通じて“食”に関する知識と“食”を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」としています。

我が国の食をめぐる環境は時代とともに変化しています。人口減少、高齢化が進行し、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防が引き続き課題となる一方で、朝食の欠食、栄養の偏った食生活、運動不足等の健康を害する生活を送る者が増加しています。また、農林漁業者の高齢化や減少、食料の多くを海外からの輸入に頼っているという問題のほか、食品ロスが多く発生しているという現実があり、各地で育まれてきた地域の伝統的な食文化が失われていくことが危惧されております。食育の推進は、SDGsにおいても関係が深く、SDGs アクションプラン 2021 の中に位置付けられ、SDGs の目標達成に寄与するものでもあります。

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症においては、社会生活が大きく変わりました。令和5年に当該感染症の位置づけが5類感染症へと移行したことに伴い、最近では徐々に通常の生活へシフトされてきておりますが、当該感染症により多くの国民に健康への意識の変化をもたらしました。

このほかにも、近年では日本各地で異常気象に伴う自然災害が頻発する等、地球規模の気候変動の影響が顕在化しており、食の在り方を考える上で環境問題を避けることはできなくなっています。

こうした新しい生活様式を反映した健康づくりの視点で、今後食育に取り組む町民を増やすためには、ICT（情報通信技術）や社会のデジタル化の進展を踏まえ、デジタルツールやインターネットも積極的に活用していく必要があります。

2 計画策定の趣旨

亘理町では、「第3次亘理町食育推進計画」（平成31年度～令和5年度）を策定し、食育に関する施策を推進してきました。昨今の健康意識の変化や新しい生活様式を反映した健康づくりの視点、生活習慣の形成等、町民のライフスタイルに即した食育推進が不可欠となり、これらの現状に対応するため、「第4次亘理町食育推進計画」を策定します。

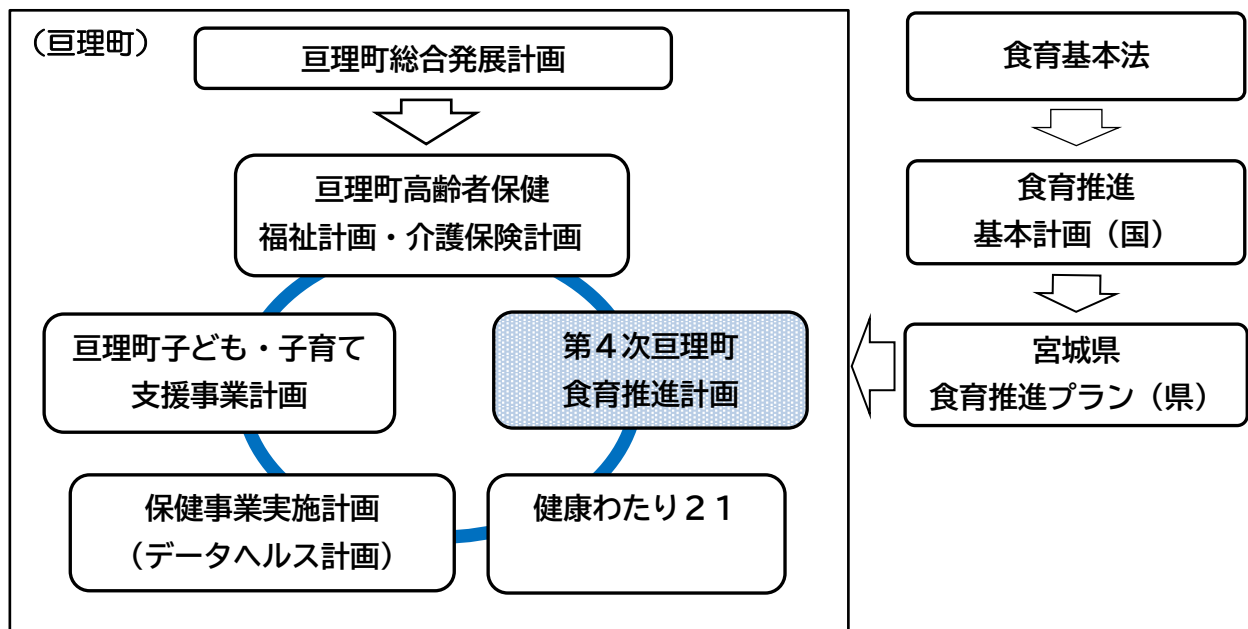
3 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項の規定により、亶理町の特性を生かした食育推進の方向性を示すための計画として位置づけます。

食育基本法第18条第1項

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進基本計画）を基本として当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。

その実施については、既存の関連計画と整合性を図りながら、亶理町の食育を推進していくこととします。



4 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とする、令和11年度までの6ヶ年の期間とし、令和11年度に計画の評価を実施します。計画期間中であっても状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

令和6年度～11年度	計画の普及と推進
令和11年度（6年目）	計画の評価

第2章 第3次巨理町食育推進計画の評価と課題

1 第3次巨理町食育推進計画の評価

(1) 目標達成状況

第3次計画で設定した目標25項目のうち、目標を達成した項目(A)は9項目36%でした。また、改善傾向にあった項目(B)は1項目4%、ほぼ変化がなかった項目(C)は8項目32%でした。

改善状況の区分	項目数	(%)
A：目標達成	9	36%
B：改善傾向（策定時の値から±1割以上の改善）	1	4%
C：ほぼ変化なし（策定時の値から±1割以上変化がない）	8	32%
D：悪化傾向（策定時の値から±1割以上の悪化）	7	28%
E：評価不能	0	0%
合計	25	100%

<目標を達成した項目>

- ・児童（小5）のやせの児の減少
- ・生徒（中2）のやせの児の減少
- ・脂質異常症の者の減少
- ・むし歯のある幼児（3歳児）の減少
- ・1人平均むし歯数（3歳児）の減少
- ・むし歯のある児（12歳児）の減少
- ・1人平均むし歯数（12歳児）の減少
- ・学校給食に利用する地場産品（郡内産）の品目の増加
- ・ 〃 （県内産）の品目の増加

目標を達成した項目は赤色 悪化した項目は青色

具体的目標	参考値 平成29年度	目標値 令和4年度	現状値 令和4年度	改善 状況
適正体重を維持する人の増加				
・ 児童の肥満児（小学5年生の肥満度20%以上）	15.8%	14%未満	21.4%	D
・ 児童のやせの児（小学5年生の肥満度-20%以上）	2.2%	2%未満	1.8%	A
・ 生徒の肥満児（中学2年生の肥満度20%以上）	10.8%	10%未満	15.3%	D
・ 生徒のやせの児（中学2年生の肥満度-20%以上）	3.2%	3%未満	2.0%	A
・ 男性40～74歳の肥満者（BMI25以上）	36.1%	32%未満	38.0%	C
・ 女性40～74歳の肥満者（BMI25以上）	30.7%	28%未満	29.4%	C
メタボリックシンドローム予備群の減少（40～74歳）				
・ 男性	21.4%	19%未満	19.3%	B
・ 女性	6.8%	6%未満	8.3%	D
メタボリックシンドローム該当者の減少（40～74歳）				
・ 男性	30.0%	27%未満	38.3%	D
・ 女性	13.3%	12%未満	14.9%	D
生活習慣病の減少（40～74歳）				
・ 高血糖（HbA1c6.5以上）	10.1%	9%未満	12.6%	D
・ 高血圧（140/90mmHg以上）	23.0%	21%未満	26.1%	D
・ 脂質異常（LDLコレステロール140mg/dl以上）	25.8%	23%未満	18.6%	A
むし歯のある幼児の減少				
・ むし歯のある幼児（3歳児）	21.7%	20%未満	14.6%	A
（乳歯の未処置）	1.0本	0.9本未満	0.5本	A
むし歯のある児の減少				
・ むし歯のある児（12歳児）	45.5%	41%未満	24.5%	A
・ 1人平均むし歯数（12歳児）	1.16本	1本未満	0.82本	A
朝食を毎日食べる人の増加※1				
・ 朝食欠食を全くしていない・あまりしていない 小学生（小6）（県データ）	96.4%	100%	95.3%	C
・ “ ” 中学生（中3）（県データ）	91.8%	100%	93.2%	C
地場産物の利用の増加（群・県内産品）				
・ 学校給食に利用する地場産物（郡内産）の品目	16品目	18品目	19品目	A
・ “ ” （県内産）の品目	29品目	32品目	38品目	A
野菜摂取量の増加 ※2	295g	350g以上	275g	C
食塩摂取量の減少 ・ 男性 ※2	11.5g	8g未満	11.2	C
・ 女性 ※2	9.5g	7g未満	9.7g	C
脂肪エネルギー比率の減少 ※2	26.8%	25%以下	28.5%	C

※1 全国学力・学習状況調査（R4）

※2 宮城県県民健康・栄養調査（参考値：H28 現状値：R4）

① 適正体重を維持する人の増加

児童・生徒共にやせの割合は改善し目標を達成しましたが、肥満の割合は悪化傾向です。また、40～74歳の肥満の割合は男女ともに横ばいで、高い状況が続いています。

② メタボリックシンドローム予備群・該当者の減少

男性の予備群の割合は改善傾向ですが、女性の予備群、男女の該当者の割合は悪化傾向です。

③ 生活習慣病の減少

高血糖、高血圧の割合は悪化傾向でしたが、脂質異常の割合は改善され、目標を達成しました。

④ むし歯のある幼児・児の減少

全ての項目において改善し、目標を達成しました。

⑤ 朝食を毎日食べる人の増加

小学校6年生、中学3年生ともに横ばいです。

⑥ 地場産物の利用の増加

郡内産、県内産ともに改善し、目標を達成しました。

⑦ 野菜摂取量の増加・食塩摂取量の減少・脂肪エネルギー比率の減少

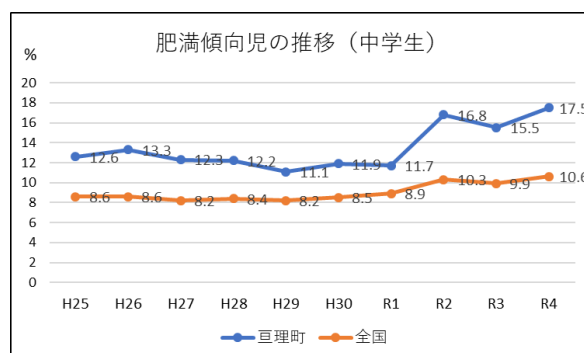
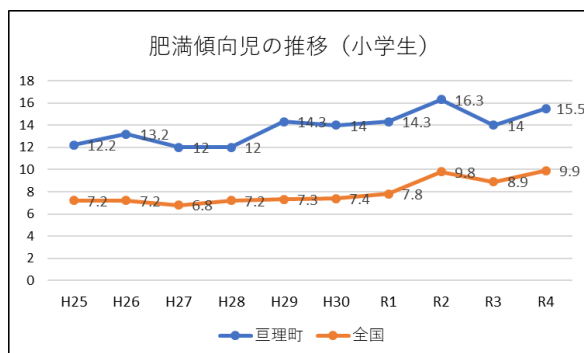
全ての項目において横ばいで改善されませんでした。野菜摂取量は減少し、脂肪エネルギー比率は増加しました。食塩摂取量については、男性がやや減少しましたが、目標値と比較すると男性が3.2g、女性が2.7g多い状況です。

2 身体状況

(1) 児童・生徒の身体状況

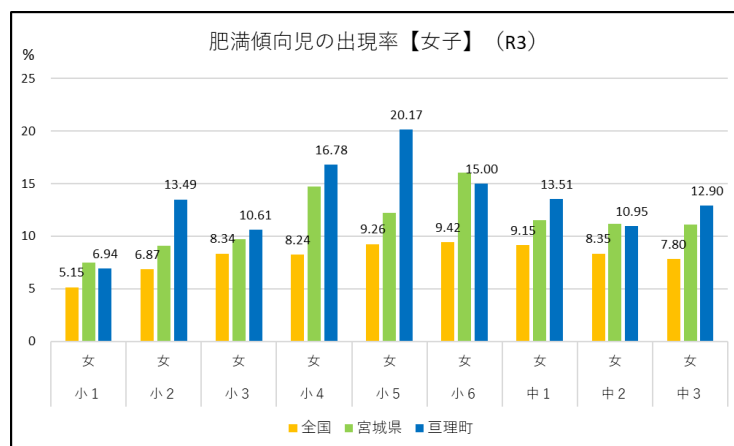
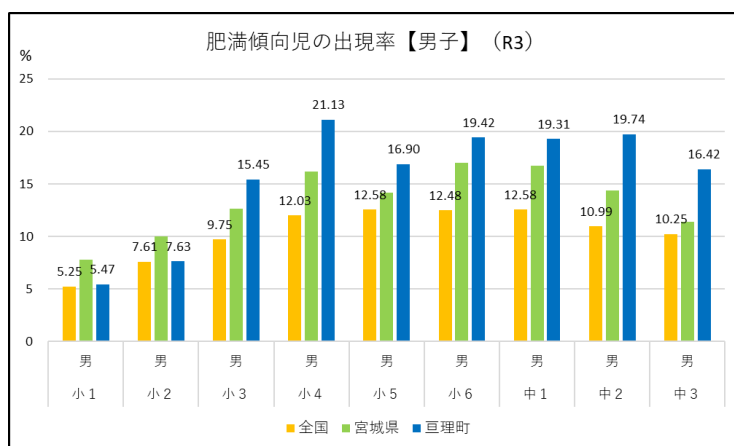
・肥満傾向児（肥満度 20%以上）の割合

小・中学生の肥満傾向児の割合を 10 年間（平成 25 年～令和 4 年度）の推移で見ると、全国平均より常に高い状況です。令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症発生以降、より割合が高くなり、令和 4 年度は小学生が過去 2 番目、中学生が過去 1 番目の割合で非常に深刻な状況です。



・肥満傾向児の出現率

亶理町の令和 3 年度の肥満傾向児の出現率は、男女とも全ての学年で全国平均を上回っている状況です。

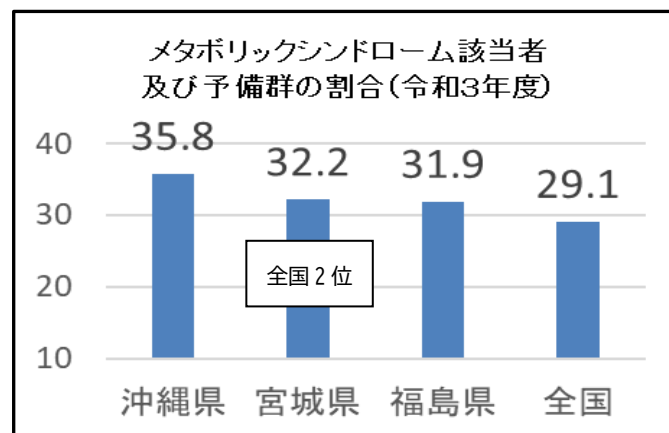
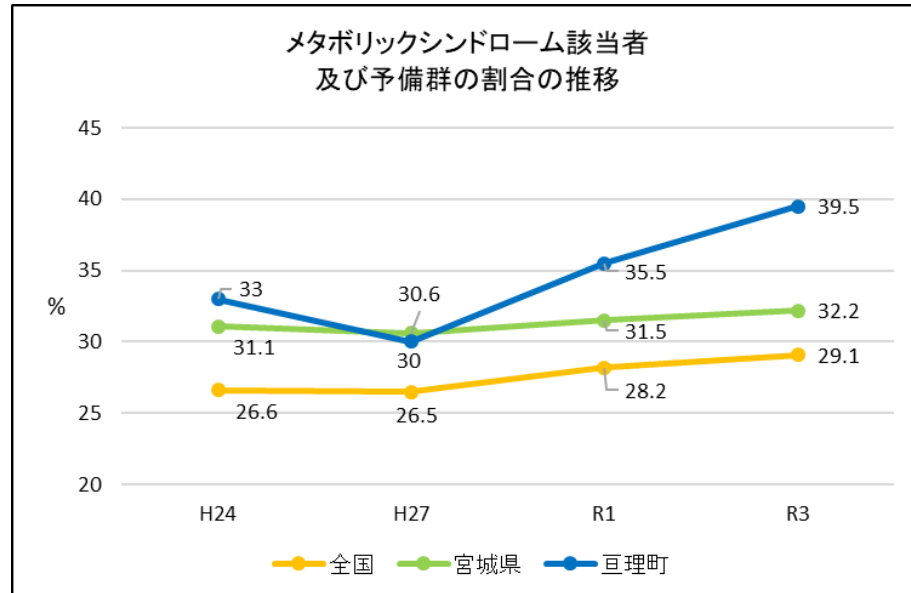


出典：全国・宮城県…学校保健統計調査 亶理町…生活習慣病予防対策推進のための調査

(2) 大人の身体の状況

・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合

本町のメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合を過去 10 年間（平成 24 年～令和 3 年度）の推移で見ると、全ての期間において全国平均より高い状況であり、平成 27 年度以降は割合がさらに上昇し宮城県平均を上回りました。令和 3 年度の宮城県の全国の順位は 2 位であり、亶理町が宮城県の平均値を上げている状況です。



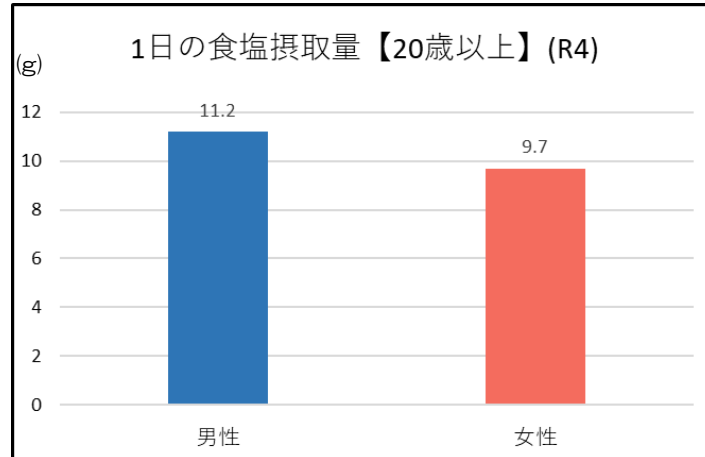
出典：全 国…厚生労働省 特定健康診査・特定保健指導に関するデータ
 宮城県…特定健診・特定保健指導法定報告保険者別結果 市町村計
 亶理町…特定健診・特定保健指導法定報告保険者別結果

3 生活習慣等の状況

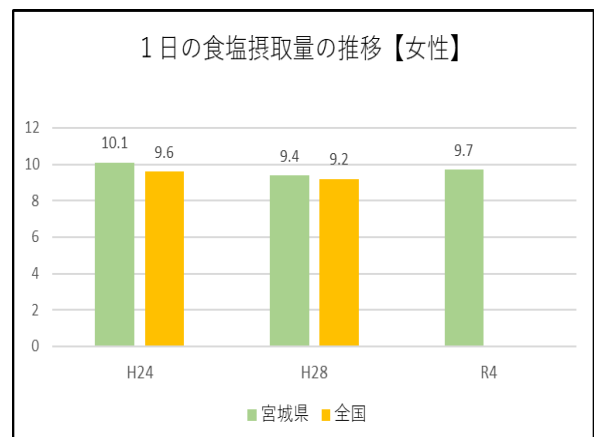
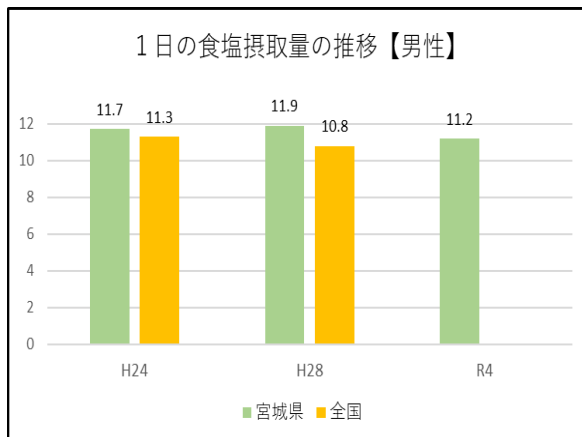
(1) 栄養・食生活の状況

- ・ 1日の食塩摂取量（20歳以上）

令和4年度の宮城県の1日当たりの食塩摂取量は、男性 11.2g、女性 9.7g でした。



全国と比較すると、全国も宮城県も食塩摂取量は減少傾向ではありますが、宮城県の食塩摂取量は男女とも全国より多く、平成28年度の同調査では、男性は全国ワースト1位という結果でした。



※全国平均値については令和4年度分の調査結果は未公表（令和6年3月現在）

出典：全国…国民健康・栄養調査 宮城県…宮城県県民健康・栄養調査

・宮城県の実食摂取状況

食品群別摂取量を見ると、平成 28 年度と比較して令和 4 年度は特に米類、野菜類、生魚介類、調味料・香辛料の摂取量が減少しました。反対に、魚介加工品、卵類、乳類、油脂類、菓子類、アルコール飲料、その他の嗜好飲料等の摂取量が増加しました。

また、よく食べられている食品を見ると、糖質や脂質の多いカップ麺やラーメン、ベーコンや他の加工肉、かまぼこや練り製品の摂取量が全国と比較して多いことがわかります。

食品群別摂取量の変化（g）

【宮城県のデータ】

	栄養素等	H28	R4	差
減ったもの	米類	349	311	-38
	生果	90	79	-11
	野菜類	295	275	-20
	漬物	12.2	9.7	-2.3
	生魚介類	69	48	-21
	調味料・香辛料類	93	68	-25

	栄養素等	H28	R4	差
増えたもの	魚介加工品	13	26	13
	卵類	33.1	43.9	11
	乳類	109	120	11
	油脂類	10	12	2
	菓子類	20	24	3
	アルコール飲料	125	139	14
	その他の嗜好飲料	421	484	23

出典：宮城県県民健康・栄養調査（R4）

よく食べられている食品

【仙台市のデータ】

糖質	食品	順位
78%	米 生産量	5位
7%~21%	果物（全体）	8位
50%	菓子類（全体）	8位

糖質	食品	順位
50%	カップ麺	6位
32%	ラーメン（外食）	4位
※ラーメン店の数（中華料理店含）		8位

脂質	食品	順位
39%	ベーコン	4位
15~40%	他の加工肉 （スパム、やきとり缶詰、コンビーフ、 ビーフジャーキーなど）	5位

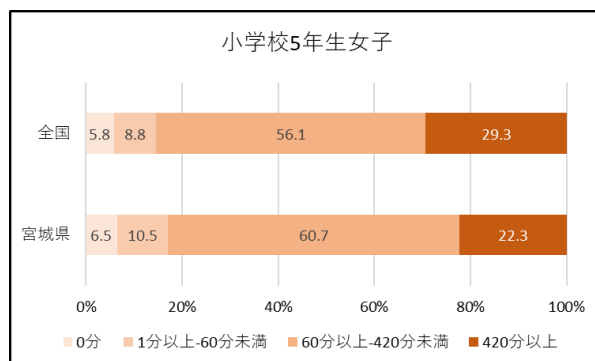
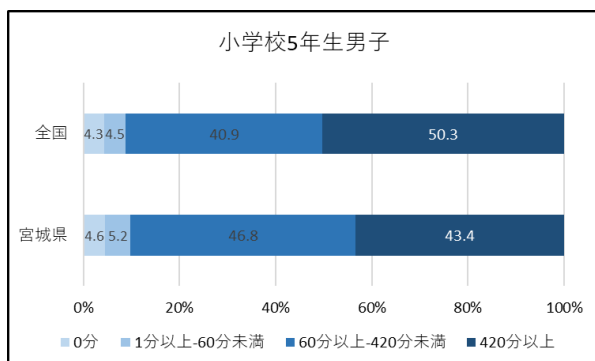
塩分	食品	順位
0.3%	かまぼこ	1位
0.3%	練り製品	2位

出典：家計調査（R1～R3平均）

(2) 身体活動・運動の状況（体育の授業時間を含まない）

・児童・生徒の1週間の総運動時間の状況

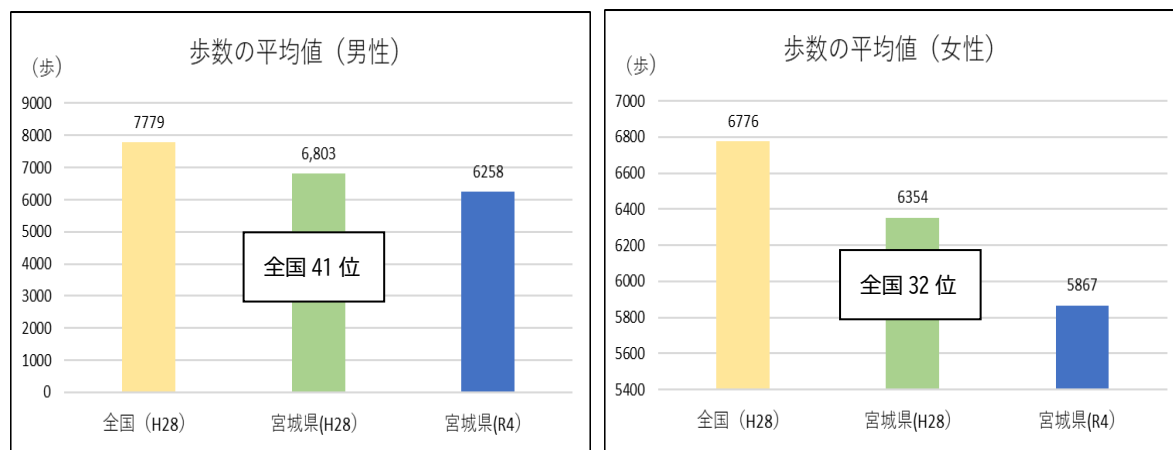
令和 4 年度の宮城県の小学 5 年生の 1 週間当たりの総運動時間（体育の授業時間を含まない）が 60 分未満の者の割合は、男子 9.8%、女子 17.0%で全国より割合が高い状況です。



出典：宮城県小・中・高児童生徒体力・運動能力調査 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（R4）

・歩数の状況（20 歳以上）

宮城県の歩数のデータを全国と比較すると、平成 28 年度の調査では、男性が 41 位、女性が 32 位と、どちらも全国平均より少ない状況でした。また、令和 4 年度の調査では、平成 28 年度と比較して、男女共に歩数はさらに減少していました。



※全国平均値については令和 4 年度分の調査結果は未公表（令和 6 年 3 月現在）

出典：国民健康・栄養調査、宮城県県民健康・栄養調査

4 今後の課題

小・中学生の肥満の割合及び大人のメタボリックシンドローム該当者の割合が増加し、全国と比較して依然として高いことから、子どもも大人も肥満の者の減少が課題です。特に、子どもの肥満は、将来の肥満や生活習慣病に結びつきやすいとの報告があり、早急な取り組みが必要です。

また、亘理町国民健康保険の特定健康診査の結果においては、高血糖と高血圧の者の割合が高いことから、今後も、生活習慣病の発症・重症化予防の取り組みが必要です。

子どもやその保護者に対して、朝食を食べることや栄養バランスのとれた食事の重要性を伝え、自ら食品を選ぶ力を身に付けられるよう、保育園、学校、行政、職場等の関係機関が連携して支援をする必要があります。

また、地場産物の利用については、学校給食センターでの積極的な取り組みにより利用品目数が増加しました。今後も次世代に伝統的な食文化を伝え、地場産物の利用拡大を進めることは重要であると考えます。

第3章 第4次亶理町食育推進計画の目標

1 基本方針

亶理の「食」を通して、
生涯にわたり豊かな心と健康な体を育む町民を増やす

本計画では、国の第4次食育推進基本計画及び県の第4期宮城県食育推進プラン等をふまえ、健全な食生活を通じて町民が心身ともに健康的な生活が送れるよう食育を推進していきます。

2 新たな視点

(1) 町民の健康の視点「生涯を通じた心身の健康を支える」食育の推進

町民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、妊産婦や、乳幼児から高齢者に至るまで、多様な暮らしに対応し、家庭、学校・保育所や関係機関において、切れ目なく生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進します。

(2) 社会・環境・文化の視点「持続可能な食を支える」食育の推進

町民が健全な食生活を送るためには、その基盤となる社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。また、亶理で育まれてきた地域の伝統的な食文化が失われないように、文化の保護・継承を目指していくことも重要です。

(3) 横断的な視点「新たな日常やデジタル化に対応した」食育の推進

現在、生活を支える多くの分野で ICT（情報通信技術）や AI（人工知能）の活用等デジタル技術は日々進展し、普及が加速しています。新型コロナウイルス感染症の発生以降、感染防止のため身体的距離の確保が迫られ、デジタル技術の活用は喫緊の課題となっています。

これからの「新たな日常」においてはデジタル技術を有効活用して効果的な情報発信を行うなどして、新しい広がりを創出する食育を推進します。

3 基本施策

- (1) 食を通した健康づくりの推進
- (2) 亘理町の風土に育まれた食材の利用・食文化の理解と継承
- (3) 食の安全・安心の推進と非常時の備え
- (4) 多様な機関と連携・協働した食育の推進

4 重点課題

(1) 健康な体（適正体重）を維持する人を増やす

ターゲット：小・中学生とその家族

基本的な食習慣や規則正しい生活習慣を子どもの頃から身につけることは、生涯を通じて健康に過ごすための土台づくりとなります。小・中学生の肥満の減少が課題であることから、小・中学生とその家族をターゲットにしぼり対策を進めていきます。

小・中学生とその家族に対し、朝食を食べることや栄養バランスのとれた食事の重要性を伝え、自ら食品を選ぶ力が付けられるよう、関係機関との連携を強化し支援していきます。

(2) 亘理の地場産物を積極的に利用し、食文化の継承をする

亘理町民が地場産物や食文化に対する理解を深め、本町の農業や小売業などの活性化を目指して、家庭や学校における亘理町産農林水産物の利用拡大を推進します。

特に、小・中学校における農業教育支援事業を強化し、学校と生産者との交流活動を推進することで、生産者への理解や食に関する地域のつながりの醸成を図ります。

5 数値目標

食育の推進状況や課題の達成に関する状況を客観的に把握するため、次のとおり本計画での目標値を設定します。

項目	対象	現状 令和4年度	目標 令和10年度	データ元
重点課題(1)健康な体を維持する人を増やす				
肥満傾向(肥満度20%以上)の子供の割合	小学5年生 中学2年生	21.4% 15.3%	減少 減少	生活習慣病予防対策推進のための調査
肥満者(BMI25以上)の割合 (亘理町国保加入者)	40～74歳男性 40～74歳女性	38.0% 29.4%	減少 減少	特定健診結果
メタボリックシンドローム該当者の割合 (亘理町国保加入者)	40～74歳男性 40～74歳女性	38.3% 14.9%	減少 減少	特定健診結果
むし歯(乳歯の未処置歯)のある児の割合	3歳児 12歳児	14.6% 24.5%	減少 減少	生活習慣病予防対策推進のための調査
1人平均むし歯本数	3歳児 12歳児	0.5本 0.82本	減少 減少	生活習慣病予防対策推進のための調査
朝食欠食をしない者の割合 ※1 (※ 県データ)	小学6年生 中学3年生	95.3% 93.2%	増加 増加	全国学力・学習状況調査
野菜摂取量の増加 食塩摂取量の減少・男性 ・女性 脂肪エネルギー比率の減少 (※ 県データ)	成人 成人 成人 成人	275g 11.2 9.7g 28.5%	350g以上 8g未満 7g未満 25%以下	宮城県民健康・栄養調査
重点課題(2)亘理の地場産物を積極的に利用し、食文化の継承をする				
学校給食の地場産物の利用品目数の割合(県内産)※2 〃 (町内産)※2	小・中学生 小・中学生	34% 11%	40% 12%	学校給食センター
給食における郷土料理の提供回数	小・中学生	年28回	年33回	
農業教育支援事業に取り組む小・中学校の割合	小・中学生	-	80%	農林水産課 事業
地場産物を利用した料理教室の開催数	町民	-	年2回	
郷土料理の伝達のための料理教室の開催数	町民	年18回	年20回	健康推進課 事業

※1「朝食を毎日食べていますか」という問いに対して、「している」、「どちらかといえば、している」と答えた者を合計した割合

※2 学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査(対象:6月と11月の計10日間)

第4章 第4次計画の推進

1 基本施策

施策1 食を通じた健康づくりの推進

○健康な体（適正体重）を維持する人を増やす【重点課題】

町民が健康な体（適正体重）を維持することができるよう、乳幼児健診や保育園や幼稚園・学校における健康診査を通して、子どもの健康状態を把握し、各関係機関にて相談や栄養指導を行います。

○朝食を毎日食べる町民を増やす

朝食をはじめとして三食食べる習慣を身に着けることができるよう、普及啓発に努めます。

○食の選択力をつけ、栄養バランスを考えた食事がとれるよう支援する

健康で豊かな食生活の実現のために食の選択力をつけ、栄養バランスを考えた食事ができるよう、ライフステージに応じた食に関する情報提供と個々に応じた栄養指導を行います。

時期	取り組み内容	関係機関
妊娠期	・母子健康手帳交付、プレママパパ教室における栄養指導	健康推進課
乳幼児期	・乳幼児健康診査、離乳食教室、乳幼児相談等における栄養指導 ・栄養バランスの摂れた給食の提供 ・給食だより等による普及啓発	健康推進課 保育所・幼稚園等
学童期 思春期	・健康診査の結果から軽度肥満や中等度、高度肥満の児童生徒や保護者に対する情報提供や受診勧奨 ・児童生徒に向けた生活リズム及び食に関する指導 ・保護者に向けた健康的な生活習慣のための情報提供 ・栄養バランスの取れた給食の提供 ・給食だより等による普及啓発	小・中学校 学校給食センター 健康推進課
青年期 壮年期 高齢期	・若人健康診査、特定健康診査及びシルバー健康診査を通じた栄養指導 ・食生活改善推進員による地区活動 ・食生活改善推進員の養成及び育成を行い、健康づくりに関する普及啓発 ・出前講座、広報やホームページによる普及啓発	健康推進課 食生活改善推進協議会

施策２ 亘理町の風土に育まれた食材の利用・食文化の理解と継承

○地場産物を積極的に利用する【重点課題】

地域の農水産業や食材への理解を深め、食材の調理方法や旬の情報を提供します。また、郷土料理や行事食など、食文化の意義や魅力を伝承します。

○地場産物の供給体制づくりの推進

地場産物を活用した飲食店や郷土料理の魅力の伝承、健康に配慮したメニューの提供ができるような体制づくりを推進します。

○農業体験学習の実施

生産者、流通関係者との交流を図り、自然の恵みや食に関わる人々への感謝の気持ちを育みます。

時期	取り組み内容	関係機関
乳幼児期	・ 保育園等で作物の植え付けや収穫した作物を使用した調理 ・ 給食に地場産物を使用 ・ 給食に郷土料理や旬の食材を提供 ・ 給食だより等による普及啓発	保育所・幼稚園等
学童期 思春期	・ 農業体験の推進 ・ 郷土料理や旬の食材の情報を学校給食だよりに掲載 ・ 郷土料理や地場産物を利用した調理実習 ・ 学校給食に地場産物を使用 ・ 生産者、流通関係者との交流 ・ 給食だより等による普及啓発	農林水産課 小・中学校 食生活改善推進協議会 生産者・流通関係者
青年期 壮年期 高齢期	・ 郷土料理や地場産物を活用した調理実習 ・ 地場産物の販売の推進 ・ 生産者、流通関係者、地域活動関係者との交流 ・ 広報やホームページ等による普及啓発 ・ 出前講座	健康推進課 農林水産課 食生活改善推進協議会 生産者・流通関係者 地域活動関係者

施策３ 食への安全・安心の推進と非常時への備え

○食品表示や安全性について理解し、食品を選ぶ能力を身につける

町民が、健全な食生活を実践するために必要な食品の安全性についての情報を、町民が理解し活用できるよう情報提供します。

○食品ロスの削減を推進

消費者自らが食品ロスの削減を意識した消費行動を実践できるよう、余さず活用するレシピや調理方法などの周知啓発を行います。

○平常時から防災を意識し災害時の食の備えをする

家庭及び施設等における食料品の備蓄について普及啓発を行います。

時期	取り組み内容	関係機関
乳幼児期	・ 食物アレルギー等の相談 ・ 給食だより等による普及啓発	保育所・幼稚園等 健康推進課
学童期 思春期	・ 食物アレルギー等の相談 ・ 児童生徒に向けた食に関する栄養指導 ・ 保護者に向けた健康的な生活習慣のための情報提供 ・ 給食だより等による普及啓発	小・中学校 学校給食センター
青年期 壮年期 高齢期	・ 広報やホームページ、SNS 等による情報提供 ・ 食に関する講話等の実施 ・ 食生活改善推進員による地区活動 ・ 飲食店、生産関係者、地域活動関係者と連携した講座	健康推進課 食生活改善推進員協議会 生産者・流通関係者 地域活動関係者

施策 4 多様な機関と連携・協働した食育の推進

○食育に関する人材の育成を推進

食育に関する知識を有する人材を養成・育成をし、活用しながら広く情報発信に努めます。

○食育推進を進める関係機関との連携・交流を図る

食育推進にあたっては、食育に係る多様な関係者の主体的な取り組みを促すとともに、横断的な連携・協働を呼びかけ、関係者相互間の情報及び意見の交換を促進し、共同体制を構築できるよう推進します。

○ICT（情報通信技術）を活用した教育・情報発信の実施

ホームページやアプリ、SNS等のICTを活用した取り組みの充実を図り、若い世代に「食」に関する情報を提供します。

取り組み内容	関係機関
・食生活推進員等の自主的に食育に取り組むボランティアを育成 ・食育推進会議の開催 ・関係者相互間の情報及び意見の交換 ・ホームページや、アプリ、SNS等を活用した情報の発信	健康推進課 農林水産課 保育所・幼稚園等 小・中学校 生産者・流通関係者 地域活動関係者

2 関係者の役割

食育では、町民一人一人が食に関する問題を自らの問題と捉え、主体的に実践していくことが重要ですが、個人が所属する家庭や学校、幼稚園、保育所、認定こども園、職場や関係団体等がそれぞれ食育に関する役割を担い、連携・協働していくことで、町民一人一人に浸透していくことが期待できます。

(1) 家庭での役割

- 1日3回の食事で規則正しい生活リズムを身に付ける
- 家族で食事づくりを楽しむ
- 家族での楽しい食事を通して食事マナーや食べ物に感謝する心を伝える
- 健康な歯と口腔を育てるため、歯みがき習慣を身に付ける
- 食の体験を通して農林水産物への理解を深める
- 地場産物や行事食、郷土料理を取り入れた食生活に配慮する
- 望ましい食生活（適正な食事量、栄養バランス、減塩等）で健康管理に努める
- 食品ロスの削減や非常時の備えを考慮し、食品を計画的に購入する
- 次世代に食文化を伝える

(2) 保育園・こども園・幼稚園での役割

- 保育計画等の中に食育に関する計画を位置づけ、食育の取組を充実させる
- 楽しく食べる環境を作る
- 児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食や食物アレルギー等へ配慮した給食を提供する
- 食に関する健康問題を有する子どもへの対応や、保護者へのサポートを行う
- 食に関する情報を家庭へ発信し、保護者へ助言を行うなど、家庭の食育を支援する
- 給食に地場産物や郷土料理、行事食を取り入れる
- 栽培や収穫等の体験を実施する

(3) 学校での役割

- 「食に関する指導に係る全体計画」の充実を図り、学校全体で食育を推進する
- 学校給食と各教科との関連を図った指導を展開する
- 食と健康の関係について、必要な知識の習得と実践力を育てる
- 給食等において「学校の新しい生活様式」に基づく衛生管理等を実践する
- 健康な歯と口腔を育てるため、歯みがき指導やむし歯予防対策を行う
- 食物アレルギー等、食に関する健康問題を有する子どもへの対応や指導を行う

- 地域の生産者との交流を図る
- 栽培や収穫等の体験を実施する
- 食に関する情報を家庭へ発信するとともに、保護者からの相談に対し助言を行う
- 給食に地場産物や郷土料理、行事食を取り入れ、食文化の継承に努める

(4) 職場での役割

- 事業所等の食堂では栄養バランスに配慮し、地場産物や行事食、郷土料理を取り入れた食事を提供するとともに、健康や栄養・食生活に関する情報を提供する
- 健診等で栄養・食生活や健康に関する情報提供や保健指導を実施する

(5) 生産者の役割

- 農林漁業に関する体験活動等の受入れをする
- 食物の生産の過程を学ぶ機会を提供する
- 学校給食等への地場産物の供給や積極的な情報発信をする
- 地産地消への取組を推進する

(6) 食品関連事業者の役割

- 食品の安全性の確保をする
- 栄養成分表示をする
- 地場産物の活用や、行事食・郷土料理等、食文化の継承に努める
- 飲食店やスーパー等では、栄養成分や産地等の表示など情報提供を行うとともに、栄養バランスや減塩等の健康に配慮した食品や料理を提供する
- 児童生徒や地域住民に生産や販売体験の場や機会を提供する

3 計画の推進体制

(1) 食育推進会議の開催

食育の取り組みが効果的に推進されるよう、定期的に亘理町食育推進会議を開催し、計画の推進と進行管理を行います。

家庭や保育所・幼稚園・学校、生産者・食品関連事業者、地域・関係団体、行政・医療・介護関係機関等が、自ら積極的に取り組むとともに、推進会議を中心として食育推進のネットワークづくりを働きかけ、情報の交換と共有を図り計画を推進していきます。

(2) 計画の進行管理

計画を効果的かつ効率的に実施するため具体的な指標を掲げ、第4次亘理町食育推進計画に沿って事業を進め、進捗状況の把握と評価を実施するものとします。

資料編

亘理町の豊富な食材

主な農・水産物

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
								こめ				
こまつな・ほうれんそう												
しゅんぎく												
		きゅうり										
はくさい										はくさい		
									ブロッコリー			
大豆					いんげん豆						大豆	
									だいこん			
					トマト							
					たまねぎ							
					そら豆	とうもろこし						
いちご										いちご		
									りんご			
					アセロラ							
かれい・ひらめ・すずき・まだい・たちうお												
ほっき貝										ほっき貝		
のり										のり		
		ワタリガニ										

主な加工食品	
農産加工品	りんごジュース・豆腐・納豆 ジャム（いちご・りんご・キウイ・梅・アセロラ）など
水産加工品	焼きのり・笹かまぼこ・カレイの唐揚げ すずきのさつまあげ、かながしらの天ぷら など
醸造品	みそ・しょうゆ・清酒 など

出典：亘理町農林水産課

春 ほっき飯 草もち きゃらぶき みず菜の油炒め 凍み大根と干しにしんの煮もの ふきの葉の佃煮 など	夏 ずんだ餅 きゅうりびき なす炒り きんきろのばった しそ巻き 八杯汁 梅の肉づけ しゃこ味噌 なすのずんだ和え おろぬき大根の油炒め きゅうりの佃煮 など
秋 はらこめし 氷頭なます あら汁 いなごの佃煮 はりはり大根 いちじくの甘露煮 など はらこめしの由来 鮭の旬である10月から11月に作られる亘理地方の伝統的郷土料理です。阿武隈川の鮭は、古くから名高く、「秋の珍味」と称されてきた「はらこめし」は、仙台藩主伊達政宗公が、貞山堀の工事臨検に訪れた際、土地の漁師が献上したのがはじまりと伝えられています。 鮭の身とはらこをたっぷりにご飯にのせるのが特徴です。	冬 こくず なます 冬至南瓜 あかつき粥 甘酒 あんこうのとも和え おから炒り かたもち 切り干し大根の煮物 昆布と大豆の煮物 雑煮 つめりだんご（すいとん） でぶのおっしょ煮 七草がゆ 人参の白和え 白菜の油炒め ひき昆布の五目煮 ひき菜炒り ふろふき大根 べろのすりみ汁 ゆり菜の粕煮 など

出典：亘理町食生活改善推進員編集「亘理のふるさと料理」

ライフステージごとの１日の食品目安量

単位：g（ただし、果物は乳児期以外 kcal）

食品			乳児			幼児			小学生			中学生		高校生		妊娠						授乳期	成人	高齢者	
			6 か月	8 か月	11 か月	2 歳	3 歳	5 歳	6～8 歳	9～11 歳		12～14 歳		15～17 歳		前期	中期	後期	妊娠 高血糖	妊娠高血圧 症候群				70 歳以上	
	(目安)	開始 2 カ月	開始 4 カ月	開始 7 カ月									男	女	男	女	男	女	0～16 週未満	16～28 週未満	28～40 週	尿糖+		尿糖-	尿糖±
第 1 群	乳製品	牛乳 1 本	母乳・ ミルク 900	母乳・ ミルク 700	母乳・ ミルク 600 (プレーン ヨーグルト 40)	400	400	400	400	400	400	400	400	400	200	200	200	200	200	200	400	200	200	200	
	卵	M サイズ 1 個 50g	卵黄 5	卵黄～ 全卵 25	卵黄～ 全卵 25	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
第 2 群	魚介類	1/2 切れ 50g	0	10	15	25	30	40	50	50	50	60	60	70	60	50	50	50	50	30	30	50	50	50	50
	肉類	薄切り肉 2～3 枚 50g	0	10	15	25	25	40	50	50	50	60	60	70	60	50	50	50	50	30	30	50	50	50	50
	大豆 製品	豆腐なら 1/4 丁(110g)	5	30	40	50	40	70	80	100	80	165	120	165	110	165	165	165	165	110	110	165	110	110	110
第 3 群	緑黄色 野菜	人 参 ほうれん草 トマトなど	20	30	45	60	70	100	100	150	100	200	150	200	150	200～ 250	200～ 250	200～ 250	200～ 250	200～ 250	200～ 250	200～ 250	150	150	150
	淡色 野菜	大根 白菜 キャベツ 玉ねぎなど	20	20	45	70	100	140	150	200	180	250	250	300	250	250	250	250	250	250	250	250	250	200	200
	いも類	ジャガ 仔なら 1 個 100g	20	20	30	50	40	50	80	100	100	120	100	120	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	果物	リンゴ なら 1/4 個 とみかん 1 個で 80kcal	-	すりお ろし 30 ～40g	おろし ～小片 50～ 70g	50kcal	80kcal	80kcal	80kcal	80kcal	80kcal	80kcal	80kcal	80kcal	80kcal	120 kcal	120 kcal	120 kcal	80kcal	120 kcal	80kcal	120 kcal	80kcal	80kcal	80kcal
	きのこ	しいたけ えのき シメジなど	-	-	-	10	20	30	30～50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	海藻	のり ひじきなど	-	3	5	10	20	20	30	30～50	30～50	30～50	30～50	30～50	30～50	50	50	50	50	30	30	50	30～50	30～50	30～50
第 4 群	穀類	ご飯 パン 麺 などで 3 食	10 倍 がゆ 60	7 倍 がゆ 100	5～3 倍 がゆ 90	軟飯 100～ 110	100～ 110	100～ 120	性別 と 年齢 と 身長 と 体重 と 身体活動量 によって適量が異なります。																
	種実類 油脂	油 バター ごま など	バター で 2	バター で 3	4	12	15	15	性別 と 年齢 と 身長 と 体重 と 身体活動量 によって適量が異なります。																
	砂糖類	砂糖 みりん など	0	0	3	5	10	10	15	20	20	20	20	20	20	20	20	20	10	20	10	20 (HbA1c(NGSP)が 6.0 以上 の人は 1 日 10g 以下へ)			
	酒類を飲む場合 (純アルコール g)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	禁酒	禁酒	禁酒	禁酒	禁酒	禁酒	禁酒	20	20	20

巨理町食育推進会議設置要綱

（設置）

第1条 本町における食育の推進に関する基本的事項を検討するとともに、関係機関及び関係団体とのネットワークを構築することにより総合的に食育推進を図るため、巨理町食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、食育を推進するために、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 巨理町食育推進計画の策定に関すること
 - (2) 関係機関・関係団体との連携に関すること
 - (3) 食育に関する情報の収集及び共有に関すること
 - (4) 食育の推進と評価に関すること
 - (5) その他、食育の推進のため必要と認められること
- 2 前項第1号に規定する計画の策定にあたっては、国及び県の指針や計画等に関する基準を参酌するほか、巨理町の現行諸計画と整合することに留意しなければならない。

（組織）

第3条 推進会議は委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師会
- (3) 生産及び流通関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 地域活動関係者
- (6) 一般公募に応募した者
- (7) 行政関係者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長および副委員長）

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 推進会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第7条 推進会議の庶務は、健康推進課において処理する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

亶理町食育推進会議委員名簿

任期：令和４年８月１日～令和６年７月３１日

※令和６年３月３１日現在

	氏名（敬称略）	所属団体
委員長	ヤマダ ノリヒロ 山田 紀広	やまだクリニック 院長
副委員長	オカザキ ユキコ 岡崎 由紀子	亶理町食生活改善推進員協議会 副会長
委員	イトウ カヨコ 伊藤 佳代子	宮城学院女子大学 生活科学部 食品栄養学科 准教授
	セイノ ミツコ 清野 美都子	みやぎ亶理農業協同組合
	アズ ミ イクコ 安住 郁子	亶理町農産加工推進協議会 副会長
	フジハラ リュウジ 藤原 竜二	亶理山元商工会 理事
	タカマツ ユウシ 高松 祐士	吉田小学校 校長
	オカ ミ ナコ 岡 美奈子	逢隈保育園 栄養士
	ミ シ ナ ミ チ コ 三品 美智子	亶理町地域婦人団体連絡協議会 理事
	サトウ 佐藤 ひろみ	一般公募
	フジサワ ジュンコ 藤澤 潤子	一般公募
	オオウチ ミ ホ 大内 美帆	宮城県仙台保健福祉事務所健康づくり 支援班 技術主査
	スガイ サ キ 菅井 爽暉	農林水産課 主事
	アライ マ イ 荒井 麻衣	亶理保育所 主任主査
	サトウ アキラ 佐藤 章	学校給食センター 主査
事務局		健康推進課 課長 菊池 広幸
		健康推進班 班長 齋藤 美保
		// 主査 柿沼 梢
		// 栄養士 森谷 智香子
		// 栄養士 加藤 結万



発行 宮城県亘理町

編集 亘理町 健康推進課 健康推進班